

岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領

(目的)

第1 この要領は、岐阜県会計規則（昭和32年岐阜県規則第19号）第126条の規定により製造の請負、物件の買入れその他（以下「物品の購入等」という。）の契約に係る入札参加資格者名簿に登録された業者（以下「有資格業者」という。）の入札参加資格停止について必要な措置を定め、もって岐阜県が発注する物品の購入等の契約の適正な履行を確保することを目的とする。

(入札参加資格停止)

第2 知事は、有資格業者が別表第1及び第2に掲げる措置要件のいずれかに該当する場合は、期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、当該有資格業者について個別の入札に参加できないようにする措置（以下「入札参加資格停止」という。）を行うものとする。

(入札参加資格停止の期間の特例)

第3 有資格業者が、1の事案により別表第1及び別表第2に掲げる措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ入札参加資格停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合における入札参加資格停止の期間は、別表第1各号又は別表第2第5号及び第6号の措置要件に該当することとなった有資格業者にあつてはそれぞれ同表に定める期間の長期にその2分の1を加えたものを長期とし、別表第2第1号から第4号までの措置要件に該当することとなった有資格業者にあつてはそれぞれ同表に定める期間の長期を2倍としたものを長期とする。ただし、当該長期に1日未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 別表第1及び別表第2に掲げる措置要件に係る入札参加資格停止の期間の満了後1年を経過するまでの間（入札参加資格停止の期間中を含む。）に、それぞれ別表第1又は別表第2に掲げる措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第2第1号から第4号までの措置要件に係る入札参加資格停止の期間の満了後3年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第4号までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

3 知事は、有資格業者について情状酌量すべき特例の事由があるため、別表第1及び別表第2並びに前2項の規定による入札参加資格停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、入札参加資格停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

4 知事は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため、又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表第1及び別表第2並びに第1項の規定による長期を超える入札参加資格停止の期間を定める必要があるときは、入札参加資格停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。

5 知事は、入札参加資格停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特例の事由又は極めて悪質な事由のあることが明らかとなったときは、別表第1及び別表第2並びに前各項に定める期間の範囲内で入札参加資格停止の期間を変更することができる。

6 知事は、入札参加資格停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めるときは、当該有資格業者について入札参加資格停止を解除するものとする。

7 物品の購入等の契約に係る入札参加資格者名簿及び岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格者名簿の両名簿に登録された業者に係る入札参加資格停止の期間は、別表第1及び別表第2並びに前各項に定める期間にかかわらず岐阜県建設工事入札参加資格委員会において決定された期間とすることができる。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する入札参加資格停止の期間の特例)

第4 知事は、第2の規定により入札参加資格停止を行う場合において、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当するときは、入札参加資格停止の期間を加重するものとする。

(1) 談合情報を得て、誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第2第2、3号に該当するとき

(2) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項の規定により知事が調査を行った結果、入札談合等関与行為があり、又は当該入札談合等関与行為があったことが明らかになった場合で、当該関与行為に関し、別表第2第2、3号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき

2 知事は、別表第2第2号又は第3号に掲げる措置要件に該当した有資格業者が独占禁止法第7条の2第10項から第12項までの規定により同条第1項の課徴金の減免を受け、その事実が公表された場合にあつては、当該有資格業者の資格停止の期間を、第2、第3（第3項を除く。）及び前項の規定により定める資格停止の期間の2分の1の期間に短縮するものとする。

(指名又は入札参加資格を有する通知の取消)

第5 知事は、第2の規定により入札参加資格停止を行った場合において、当該有資格業者に対して指名又は入札参加資格を有する通知をしているときは、入札未執行のものに限り当該指名又は入札参加資格を有する通知を取り消すものとする。

(事案の報告等)

第6 本庁各課（室）長及び現地機関の長は、入札参加資格停止を要すると認められる事案が発生したときは、遅滞なく別紙様式により出納事務局長に報告するものとする。

2 出納事務局長は、入札参加資格停止を要すると認められる事案が発生したとき、入札参加資格停止の期間を変更し、若しくは解除する必要があると認められるとき、又は前項の規定による報告があつたときは、遅滞なく物品購入業者選定審査会（以下「選定審査会」という。）の審議に付するものとする。

(入札参加資格停止の通知)

第7 出納事務局長は、選定審査会の審議を経て、入札参加資格停止又は入札参加資格停止の期間の変更若しくは解除について、知事の決定を受け、その旨を本庁各課（室）長及び現地機関の長に通知するものとする。

2 知事は、前項の決定について当該有資格業者に通知するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第8 入札参加資格停止の期間中の有資格業者は、随意契約の相手方とすることができない。但し、やむを得ない事由があり、あらかじめ知事の承認を受けたときはこの限りではない。

(入札参加資格停止を行わない場合の措置)

第9 出納事務局長は、入札参加資格停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

附 則

この要領は、昭和61年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成7年4月1日から施行する。但し、改正後の要領第1の規定に関わらず入札参加資格者名簿については、平成8年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。

附 則

この要領は、平成10年7月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成11年2月8日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年7月1日から施行する。但し、要領の適用日以前に、指名停止措置の対象となる行為が行われていたことが明らかな場合は、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成18年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年9月5日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年7月24日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年12月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年10月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1

契約違反等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 県との物品の購入等の契約に係る一般競争及び指名競争において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p>
<p>(契約の拒否)</p> <p>2 県発注の案件を落札したにも拘わらず契約を締結しなかったと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>3 正当な理由がなくて県との契約を履行しなかったとき又は契約の履行に当たり契約内容に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上6か月以内</p>
<p>(粗雑行為)</p> <p>4 県発注の契約の履行に当たり、故意若しくは過失により製造その他の役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して、不正の行為があったと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p>
<p>(職務妨害)</p> <p>5 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による県の監督又は検査の執行に当たり職員の職務の執行を妨げたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆等損害事故)</p> <p>6 県発注の契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆又は契約関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上6か月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆等損害事故)</p> <p>7 県発注以外の契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆又は契約関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上3か月以内</p>

別表第2

贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(贈賄)</p> <p>1 次の(1)から(3)までに掲げる者が贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下、「代表役員等」という。)</p> <p>(2) 有資格業者の役員又はその支店若しくは営業所(常時物品購入等の契約を締結する事業所をいう。)を代表する者で(1)に掲げる者以外のもの(以下「一般役員等」という。)</p> <p>(3) 有資格業者の使用人で(2)に掲げる者以外のもの(以下「使用人」という。)</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>10か月以上12か月以内</p> <p>7か月以上9か月以内</p> <p>4か月以上6か月以内</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>2 業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反し、行政処分を受け、契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>3か月以上5か月以内</p>
<p>3 業務に関し次の(1)から(3)までに掲げる者が独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反し、刑事告発を受けたとき。</p> <p>(1) 代表役員等</p> <p>(2) 一般役員等</p> <p>(3) 使用人</p>	<p>刑事告発を知った日から</p> <p>10か月以上12か月以内</p> <p>7か月以上9か月以内</p> <p>4か月以上6か月以内</p>
<p>(競売入札妨害又は談合)</p> <p>4 次の(1)から(3)までに掲げる者が競売入札妨害(刑法(明治40年法律第45号)第96条の6第1項に規定する罪をいう。)又は談合(刑法第96条の6第2項に規定する罪をいう。)の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 代表役員等</p> <p>(2) 一般役員等</p> <p>(3) 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>10か月以上12か月以内</p> <p>7か月以上9か月以内</p> <p>4か月以上6か月以内</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>5 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1カ月以上9カ月以内</p>
<p>6 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1か月以上9か月以内</p>

